

令和4年度 事業計画

(自) 令和4年4月 1日

(至) 令和5年3月31日



沖縄県宜野湾市赤道2丁目7番1号
社会福祉法人

宜野湾市社会福祉協議会

各サービス区分予算名称

1. 法人運営事業	法人	補助
2. 社会福祉センター設置経営事業	社セ	補助
3. 高齢者地域生活支援事業	高支	補助
4. 障害者社会参加促進事業	障社	受託
5. 生活福祉資金貸付事業	生福	受託（県）
6. 地域福祉ネットワーク事業	地ネ	受託
7. 権利擁護支援センター運営事業	権擁	受託
8. 福祉金庫貸付事業	福金	自主
9. 共同募金配分金事業		
①ふれあいのまちづくり事業	ふま	自主
②老人福祉活動事業	老人	自主
③障害児・者福祉活動事業	障者	自主
④児童・青少年福祉活動事業	児童	自主
⑤母子・父子福祉活動事業	母子	自主
⑥福祉育成・援助活動事業	福育	自主
⑦ボランティア活動育成事業	ボ活	自主
⑧市民福祉まつり事業	福ま	補助・自主
⑨歳末たすけあい配分事業	歳末	補助・自主
10. 児童発達支援事業「愛育園」	児デ	自主
11. 生活支援体制整備事業	生支	受託
12. 日常生活自立支援事業	日自	受託（県）
13. 福祉資金造成事業	資造	自主
14. 福祉活動応援事業	活応	自主

○補助事業：市補助事業

○受託事業：市受託事業／県社協受託事業

○自主事業：本会自主事業（財源：共募・寄付金）／本会収益事業

令和4年度 事業計画

宜野湾市社会福祉協議会は、第4次地域福祉活動計画を策定し、その基本理念である「チェイシーの心で創る 人と人がつながるやさしい都市 ^{まち}ぎのわん」実現に向け、計画の骨格となる目標を以下のとおり定めています。

○基本目標

目標1：みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会づくりを進めるため、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実や防犯・防災対策の充実を図ります。また、多様な地域資源等との連携のもと、生活に困窮する世帯への支援や子どもの貧困対策の充実を図ります。

目標2：福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。

目標3：すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしてつづけることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりをすすめます。そのため、バリアフリーの環境整備をはじめ、包括的な相談支援体制や情報提供、一人ひとりの権利が尊重されるよう、支援体制の充実を図ります。

目標4：組織の強化

本会の法人組織の強化に努めます。また、事務局体制の強化をとおし、ワークライフバランスを推進し一人ひとりのやりがいと市民福祉に寄与する体制づくりに努めます。

目標5：財政基盤の強化

公益性・非営利性を持つ法人格として、補助金・受託金・寄付金等から成り立つ公共性の高い法人として役割を果たすべく、自主財源確保に向けた取り組みや、社協会費・赤い羽根共同募金への取り組みの充実を図ります。

○重点項目

基本目標に掲げた内容の実現に向け、重点項目として下記のとおり、取り組んでいきます。

1. みんなで支える地域共生社会づくり

(1) 「市民主体の支え合いの場の充実」

地域支え合い活動委員会では住民主体で活動していける体制づくりの充実に向けた活動を展開します。

新型コロナウイルス感染症拡大にともない高齢者等外出自粛による認知機能・身体機能の低下防止を図るため、見守り訪問活動等を推進します。

(2) 生活支援体制整備事業の充実

第2層協議体（中学校区圏域）を、住民主体を基本とする地域ニーズや地域実情に応じ運営します。また、地域ニーズ等を把握し、課題解決に向けた地域資源の把握・充実・開発を実践していきます。

(3) 生活困窮者自立に向けた支援

沖縄県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付事業」の相談・申請窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。

その一環として、「コロナウイルス感染拡大」に伴う失業・休業等による生活支援として「特例貸付」の相談・申請に取り組んでいます。令和4年度においても、引き続き生活が厳しい世帯の対応（生活相談、申請・償還相談等）と共に、本会が独自に実施する緊急一時支援（フードドライブ、コロナ対策支援事業等）を活用した支援を強化します。

2. 福祉を担う心豊かな人づくり

(1) 福祉教育の充実

子ども期から他人に対する思いやりを育むため、小中学校における福祉教育やボランティア活動の推進を実践していきます。

3. すべての人にやさしい福祉のまちづくり

(1) 相談窓口の充実

誰もが気軽に相談できる窓口として、地域、関係機関、関係団体との連携を深め相談内容を適切につなぐことの出来る相談支援を行います。

(2) 「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実、日常生活自立支援事業の受託

宜野湾市及び沖縄県社会福祉協議会と連携し、「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」及び、沖縄県社協が実施する「日常生活自立支援事業」の機能整理を行います。

また、今後の宜野湾市の取り組みについて担当課と連携し「うるる」の

充実に努めるとともに、成年後見制度の中核機関としての役割を宜野湾市と調整・検討を図る中で機能の拡充や運営のあり方等を検討していきます。

(3) 「法人設立50周年」の広報活動の強化

令和4年には法人設立50年を迎え、各種事業等を冠事業として実施し、本会の知名度を高めるため広報活動の強化を図ります。

4. 組織の強化

(1) 理事・評議員会の体制強化

執行機関・議決機関として、理事会、評議員会への事業説明及び説明責任を果たすべく組織体制の強化を図ります。

(2) 事務局体制の強化

適正な係運営及び職員人数を検討し、ひとりの業務が過重にならないよう体制の構築を図ります。また、ライフステージやワークライフバランスを考慮し、働き甲斐のある職場環境づくりに努めます。

また、多くの方に本会の活動理解や、市民参画で事業が推進できるよう、多様な広報媒体を用い広報活動の充実に努めます。

5. 財政基盤の強化

(1) 資金造成事業

社協事業等に対し、応援企業（企業広告）の募集、イベントを実施し、その収益を各種事業に活用していきます。

(2) 財政基盤強化計画の推進

令和元年度に策定した財政基盤強化計画に基づき、各種事業を推進します。

目標 1 : みんなで支える地域共生社会づくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり



1) 「市民主体の支え合いの場」の充実

地ネ

受託

支出予定額 : 27,345,000 円

市民同士が日常生活での不安や困りごとについて、地域で解決していくことができるよう、支え合いを実践するための組織づくりや、そのサポート体制の構築、連携の仕組みづくりを行います。

【具体的な取組み】

①あいつでつながる地域づくり

あいつを交わすことにより、住民同士が繋がり合い声をかけあう地域を目指して、「まちでニコリ (* ^ _ ^ *) あいつ・声かけ運動」の推進に努めます。

ア. まちニコソングの普及

イ. 「ちびっこ・あいつ声かけひろめ隊」の任命

ウ. 「あいつ・声かけひろめ隊」認定団体への活動推進

②「地域支え合い活動委員会」の取り組みの充実

- ・メンバー間での積極的な意見交換を促進し、活動の考え方や内容・方法について意識の共有化を図ることにより、更なる取り組みの充実に努めます。そうした中で、地域づくり活動と併せ、地域の実情に合わせた個別支援活動の展開を促進していきます。
- ・困りごとを抱えている方や潜在的な相談者を発見し、地域人材・資源等と連携して支援を図っていくことができるよう、地域支え合い活動委員会に対して必要な支援に努めます。
- ・見守りおかえり支援などの取組みを行う中で地域の企業を巻き込んだ展開を促進します。
- ・必要に応じ、研修会や勉強会などの情報提供に努めるなど、活動の側面的な支援を図ります。

ア. 地域支え合い活動委員会の充実 (23自治会)

イ. 個別支援活動の推進とサポート

ウ. 研修会及び勉強会等の開催

③地域支え合い活動委員会の周知

- ・社協だよりをはじめ、本会ホームページやコミュニティFM、ささえ合い通信といった各種の広報媒体を用い、引き続き、地域支え合い活動委員会の周知を図ります。
- ・地域の取組み等をタイムリーに発信するとともに、若者世代への情報発信の強化

等を図るため、SNS 等を利用した情報発信について検討していきます。

ア. ささえあい通信の発行

イ. SNSやメディアを活用した情報の発信

④地域支え合い活動の課題解決に向けた取り組み

- ・地域支え合い活動委員会の活動から挙がる地域課題について、地域福祉コーディネーター間で共有を行い、行政の地域福祉コーディネーターと連携し行政各課や関係機関と解決に向けた協議や調整を行います。

ア. コーディネーター定例会の開催（年12回）

イ. 行政及び関係機関との調整会議の開催

⑤見守り支援活動の充実

- ・住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域支え合い活動委員会での見守り活動の充実や一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業、見守り活動助成事業等を通して企業・関係機関との協働・連携を推進し、支援体制の構築を図っていきます。

ア. 見守り活動の推進と運営継続のサポート

イ. 企業等への周知と協働・連携の強化

ウ. 見守り活動助成事業による見守り支援体制の構築

⑥生活支援体制整備事業の推進等による中学校区圏域での活動支援

- ・地域福祉サービスや住民同士の集いの場、地域ニーズ等の地域資源の把握・充実・開発を行います。
- ・第2層協議体（中学校区圏域）については、地域実情や地域状況に応じた活動展開を図り、住民主体を基本とする協議体運営を行っていきます。なお、高齢者以外の幅広い対象者への支援等、地域の抱える多様な課題への対応を検討していくことができるよう、行政と連携しながら体制充実に努めます。

ア. 社会資源マップの作成（第2版）

イ. 第2層協議体の開催

2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実

【具体的な取り組み】

①地域福祉コーディネーターの配置と活動の充実

- ・本会に配置されている地域福祉コーディネーターについて、4名配置体制の継続を図ります。

- ・地域福祉コーディネーターは、「地域支え合い活動委員会」との協働・連携を図るとともに、地域と関係機関との連携をサポートするコーディネート及びコミュニティソーシャルワーク機能を担うものとし、活動の充実に努めます。
- ・行政に配置されている地域福祉コーディネーターとの連携を密にし、課題の共有化を図ります。

ア. コミュニティソーシャルワーク機能を用いた地域福祉活動の展開
イ. 行政との情報共有を密にし、地域課題の共有を図る

②地域との協働による問題解決に向けた取り組みの実施

- ・地域福祉コーディネーターは、地域の自主性を尊重し、地域と協働して問題解決に取り組んでいくものとし、住民に対し適切な情報提供を図るなど、地域福祉活動に参加できるようサポートしていきます。
- ・地域支え合い活動委員会等に対し専門的立場から様々な地域活動を促進していくため、必要に応じて地域の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘や育成、講演会の開催に向けた企画づくりの支援等を行います。
- ・地域づくり活動について、見守り活動や地域の現状・課題の把握につながるよう働きかけていくことにより、問題解決につながる取り組み実施を促進します。

ア. 地域支え合い活動委員会等で福祉や地域情報を発信
イ. 相談受付システムを導入し、個別支援へ対応
ウ. 小地域ふれあい事業（地域づくり/住民交流助成事業）の実施

③地域福祉コーディネーターの資質向上

- ・地域福祉コーディネーターのスキルアップを図るため、コミュニティソーシャルワークに関する技術論や技術実習等、資質向上に資する各種研修への参加促進を図ります。

ア. スキルアップに向けた各種研修会への参加
イ. 職員間の連携及び情報共有の強化

④保健師の配置

- ・地域づくり活動等を通し、地域の医療・保健に関する課題への対応を図るため、保健師の配置を継続します。

ア. 個別支援から挙がってくる医療・保健に関する課題解決に向けた連携
イ. 医療・保健相談対応

(2) 地域活動の活性化支援



自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくために、自治会や福祉団体の活性化を図ります。

1) 自治会・福祉団体等の活性化

住み良いまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するためにも、地域の自治会の活性化が不可欠です。自治会の活性化に向けて、現在実施している加入促進の取り組みを継続していくとともに、市民にとって関心の高い内容（防犯・防災、健康づくり、子育て支援、環境）について自治会を中心とした勉強会や研修会の開催を促進し、自治会加入に繋げていきます。

また、各種福祉団体の活性化を図るため、福祉団体と福祉施設、事業所、NPO、ボランティア団体との連携・情報共有を図るための支援を行います。

【具体的な取組み】

①自治会加入促進活動への参加

- ・自治会加入促進強化学業への参加協力を実施していくとともに、地域支え合い活動委員会等の地域福祉活動を通した自治会加入促進に向けた取り組みを行っていきます。

ア. 「自治会への加入促進に関する基本協定」に基づく自治会加入に対する支援活動



②福祉団体と各種地域資源との連携・情報共有支援

- ・市内の福祉団体と福祉施設、事業所、NPO、ボランティア団体等の把握を行うとともに、相互交流・情報交換の機会創出に努める中で、連携・情報共有を促進し活動の活性化を図ります。

ア. 福祉団体等の情報提供及び情報共有

③福祉活動の活動資金確保に向けた研究実施

- ・社会的課題の解決に向けて取り組んでいるNPO等と連携し、多様な手法を用いてその実践・普及に努めます。

ア. 福祉団体等の活性化及び活動資金確保に向けた研究

2) 地域での居場所・活動の場の充実

高支	補助	支出予定額：34,080,000円
児童	自主	支出予定額：406,000円

地域で市民同士が出会い、交流し、仲間づくりを行っていくためには、誰もが気軽に利用できる居場所・活動の場が必要です。そのため、地域において市民の支え合い活動や多様な交流機会の創出を図ります。また、多様な福祉団体の活動や保健活動の充実を図るため、福祉や健康増進機能等を備えた交流施設（仮）総合保健福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。

【具体的な取組み】

①市民の交流・活動の場の充実

- ・自治会でのミニデイサービス事業（あしび村やデイサービス）や子育てサロン等、市民に身近な公共施設や民間施設で行われている支え合いの取り組みや各種交流事業について、内容の充実に努め、市民への周知や参加促進を図ります。併せて、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

ア. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、居場所の中止等に伴いフレイル予防に努め、高齢者等の交流の場・活動の場の充実

*フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」公益財団法人長寿科学振興財団より引用

イ. ミニデイサービス事業の実施及び活動の充実

ウ. 子育てサロンの情報交換会の開催及び実施に向けた検討

②「交流施設」の整備に向けた取り組みの推進

- ・真栄原地区において予定している“交流施設”の整備に向け、宜野湾市担当課と連携していきます。

ア. 新社会福祉センター移設の基本設計に係る事務所機能に関する調整・要望
※社会福祉協議会及び関係団体

イ. 新社会福祉センター活用（会議室・研修室）に関する担当部署との話し合い

③宜野湾市社会福祉センターの運営管理及び機能移転に向けた調整実施

- ・地域住民の福祉推進と地域福祉活動の育成を図ることを目的として整備された宜野湾市社会福祉センターの運営管理を継続し、福祉・ボランティア団体の活動拠点になるようセンター機能の充実に努めます。
- ・老朽化のみられる社会福祉センターについて、危険個所の速やかな改善を図り、安全性に充分配慮しながら運営を図るとともに、真栄原地区に整備される「交流施設」への機能移転に向け、各種調整等を図ります。

ア. 社会福祉センターの安全点検

イ. 現センター危険箇所の修繕、機能維持に向けて行政との調整

④ひきこもりがちな市民等が社会とつながり・交流できる場の確保・充実

- ・引きこもりがちな市民が参加しやすい地域の居場所等の整備や、その参加を促す

仕組みを宜野湾市や関係機関と検討します。

ア. 人と人がつながり、交流できる場づくりの実施検討

イ. 関係機関との協働連携

(3) 地域で取り組む防犯・防災対策の充実

防犯や防災に対する市民の意識啓発を行うとともに、事件・事故が起こりにくい地域づくりや、災害被害を最小限に防げる地域づくり等、安全と安心のある地域づくりの支援をします。

1) 防犯・防災対策を通じた地域づくりの推進

互いに助け合い、地域の安全は地域で守り、安心して生活できる地域づくりのために、子ども達や地域住民に対する防犯・防災教育の充実や、市民自らが考え参画する取り組みを推進します。



【具体的な取組み】

①宜野湾市地域防災計画の推進

- ・本会の事業を通し、民生委員、ボランティア、避難行動要支援者等に向けて宜野湾市地域防災計画の周知を図るとともに、災害情報を伝達するネットワークの構築や避難場所の周知を図ります。
- ・地域支え合い活動委員会等で避難行動要支援者の支援体制の構築に向けた防災学習を実施していく中で津波一時避難ビルや福祉避難所の確認・周知を図ります。

ア. 宜野湾市地域防災計画の周知協力

2) 避難行動要支援者に対する支援の充実

災害時に避難行動要支援者を適切に支援していくことができるよう、名簿の充実や関係機関の連携を図ります。また、地域での平時からの見守りを行っていくための取り組み等を推進します。

【具体的な取組み】

①避難行動要支援者に対する日常的な見守り支援体制の充実

- ・宜野湾市担当課や民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）等、様々な地域団体と連携し、日常的な見守り活動を含め、災害時に対応できる体制づくりに努めます。

ア. 日常的な見守り活動を含め、支援体制の構築

(4) 生活困窮者自立支援対策の推進



生活困窮者の自立支援に向けて、相談や住居の確保、一時生活の支援等を行います。

1) 生活困窮者の自立促進や住居の確保に向けた支援

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立促進に向け、包括的・継続的な支援を行うため、相談支援や自立に向けた支援プランの作成を行います。

また、暮らしの基盤である住居の確保に向けて、給付金による経済支援や母子生活支援施設の設置等を図ります。

【具体的な取組み】

①生活福祉資金貸付事業の周知・利用促進 生福 受託(県) 支出予定額：20,624,000円

・沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。

ア. 「生活福祉資金貸付事業」(特例貸付含)の相談・申請対応

イ. コロナウイルス感染拡大に伴う「特例貸付」償還の相談・免除申請対応

2) 生活に対する支援の実施

一時的な生活支援をはじめ、関係機関との連携により就労支援を行うなど、生活の安定に向けた支援を行います。

【具体的な取組み】

①福祉金庫貸付事業の周知・利用促進 福金 自主 支出予定額：2,001,000円

・本会独自の事業として、一時的に生活が厳しくなった世帯等に対して小口資金の貸付を行い、生活の維持を図るとともに、関係機関との連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

ア. 生計に関する相談対応による、一時的な「小口貸付」の実施

②緊急一時支援(法外援助)による援助実施 福育 自主 支出予定額：690,000円

・自然災害等による被災や緊急援助を必要とする世帯への一時的な支援(金品や生活物資等による支援)を行います。また、関係機関等との連携を図り、生活状況の改善に向けた支援を行います。

ア. 法外援助費による支援(緊急一時、火災、水害などの被災者支援等)

イ. 「輝け子ども夢希望応援成事業」の実施

ウ. フードドライブの実施

エ. 低所得世帯支援事業の実施

③歳末たすけあい募金の効果的な活用 歳末 補助・自主 支出予定額：3,942,000円

- ・ 困窮状況にある世帯が明るい正月を迎えられるよう、歳末たすけあい募金（一部）を活用し、見舞金の支給による支援を実施します。
- ・ 困窮世帯の新1年生（小学1年生・中学1年生）を対象に、学用品準備支援に係る一部助成を行います。

ア. 困窮世帯への「見舞金支給事業」の実施

イ. 「新入学用品等準備支援助成事業」の実施

④フードドライブ活動の普及

- ・ 食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付するフードドライブ活動について、広く市民への周知を図り、活動への参加促進に努めます。
- ・ 頂いた食べ物を困窮世帯等に対し一時的な生活支援として提供していきます。

ア. フードドライブ活動の広報、活動への参加促進

イ. フードドライブによる困窮世帯への一時的な食糧支援

(5) 子どもの貧困対策の充実



全ての子ども達が夢と希望を持って成長していくことのできる社会を実現していくためにも、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう包括的な支援を行います。

1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援

生活困窮世帯の子が将来的にも生活困窮とならないよう、支援に向けた体制づくりや居場所づくり、学習支援等を行い、貧困の連鎖を防止します。

【具体的な取組み】

①子どもの貧困対策に向けた行政との連携・体制の整備

- ・ 子どもの貧困対策の推進に向けた体制を整備し、各種取り組みの検討・実施を図っていくとともに、包括的な支援を進める中で生活困窮者への支援等への波及を図ります。

ア. 子どもの貧困対策に向けて行政との連携を行い、本会の役割について検討



(6) 児童発達支援等の充実

児童福祉法に基づき、主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供します。また、関係機関団体による「情報交換会」を行い、子どもの健全な心身の発達を図る。

1) 児童発達支援事業所による支援

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援事業所における児童発達支援を提供します。

【具体的な取組み】 児童 自主 支出予定額：28,796,000円

①児童発達支援事業所「愛育園」の運営

- ・ことば・発達の遅れや、行動・コミュニケーションが気になる子ども達へ、早期に集団保育（療育）及び個別指導を行い、楽しい遊びの中から、からだ、こころの発達を支える親子参加型の療育の充実を図ります。

ア. コロナ禍における利用者の感染対策の強化

イ. 利用児の発達、特性に合わせたきめ細やかな親子支援

ウ. 専門士による支援、指導の充実（言語聴覚士・臨床心理士・理学療法士）

エ. 関係機関との連携強化

オ. 就学前の発達情報交換会開催（年5回）

2) 情報交換会等の開催

関係機関と連携し、発達支援情報交換会等を開催します。

【具体的な取組み】 障害者 自主 支出予定額：200,000円

①関係機関団体との情報交換会等の開催

- ・子どもたちの発達支援のため関係機関と連携し、情報交換会等を開催します。

ア. 「気になる子の情報交換会」等の開催



目標 2：福祉を担う心豊かな人づくり

(1) 担い手の育成

市民一人ひとりが、思いやりの心をもって地域と関わっていくことができるよう、福祉意識を高め地域人材の掘り起こしを行うとともに、ボランティア活動などを気軽にできることからはじめていく環境を整えます。

1) 福祉教育の充実

認知症高齢者や多様な障害への理解を深め、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼び掛けていくなど、地域での実践を通し市民の福祉意識を高めます。

【具体的な取組み】

①福祉教育の推進

ボ活 自主 支出予定額：200,000円

- ・子どもの時から他人に対する思いやりを育むため、多くの福祉事業所を巻き込み、小中学校における福祉教育を充実していくとともに、福祉教育推進校の指定に向けての活動の推進を図ります。
- ・指導教員に向けた福祉教育学習プログラムの開催を検討し、併せて指導教員が参加しやすくなる工夫に努めます。
- ・市内中学校を中心に、ボランティアパスポート事業を展開し、地域と子ども達が繋がる場づくり、仕組みづくりを学校・自治会と協働連携しながら推進していきます。

ア. 福祉教育推進校の指定に向けた取組みの充実

イ. ボランティアパスポート事業の充実に向けた検討

②地域での実践から学ぶ福祉意識づくり

- ・引き続き、各種講座の開催を通して福祉意識を醸成していくとともに、地域活動への市民の参画を促進し、支え合いの活動の輪を広げるとともに、活動を通じて福祉意識を高めます。

ア. 各種講座等を通して福祉意識の醸成

2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成

地域支え合い活動委員会を主体とした活動に対し、できるだけ多くの市民に参加してもらえよう、参加の機会を促進していくなど、地域に埋もれている人材発掘を支援します。

また、地域で抱える問題に対し、市民が主体的に解決できるよう、研修会の実施や

活動を通じた実践の中で資質向上を図っていきます。

【具体的な取組み】

①地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成

- ・市内の各種養成講座や活動を通して、地域活動の担い手の発掘や育成、担い手を地域へとつないでいきます。
- ・地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等が連携し、地域支え合い活動委員会の取り組みの中などでボランティアに関する勉強会や講座等を開催します。
- ・若い世代のボランティア等への参画に向け、大学との連携・協働により、参加しやすい環境づくりを検討していきます。

ア. 担い手の発掘に向けた取組みの充実

イ. 大学や専門学校との連携を図りながらボランティア活動に参加しやすい環境や情報提供の充実

②企業等に対する働きかけの実施

- ・企業の地域貢献活動を広めていくため、各種メディア等を通じた情報発信や働きかけを行います。
- ・企業の地域貢献活動と地域づくり活動を結び付けていくことができるよう、企業が求めていること・応えられること等について意見交換の実施に努めるとともに、「SDGsの推進」等といった企業が関心を寄せているテーマでのアプローチの検討を図ります。

ア. 企業アンケートを活用し地域貢献活動への参加促進

イ. 地域貢献活動と地域づくりを結び付けていけるよう意見交換等を検討

3) 民生委員・児童委員や健康福祉サポート人材の養成・支援

地域では、民生委員・児童委員が市民の身近な相談相手として生活課題を拾い上げ、福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っています。この他、各種健康福祉ボランティア人材が地域に存在しています。こうした健康福祉ボランティアの活動充実を図るため、市民への周知を図るとともに、研修会への参加を促進し、人材のスキルアップを図ります。

【具体的な取組み】

①民生委員・児童委員活動への支援・充実

- ・民生委員・児童委員の活動に対する支援をはじめ、研修会の協働企画運営や、円滑な事務局運営の推進を図るなど、民生委員・児童委員活動を支援します。
- ・新たな人材の確保に向けて、民生委員・児童委員の役割・活動の周知を図ります。

ア. 民生委員活動の充実に向けて、事務局運営の推進

イ. 効果的な研修会の企画等についての協力体制の構築

ウ. 団体助成金による活動支援

【団体助成事業】 福育 自主 支出予定額：700,000円

- I. 民生委員児童委員県外研修
- II. 民児連協だより事業
- III. 各専門部会活動事業
- IV. 民生委員児童委員合同研修事業

②福祉団体や当事者団体の活動支援（母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会等）

- ・福祉団体や当事者団体が自立した会活動を実践していけるよう、母子寡婦福祉会や手をつなぐ親の会等の事務局運営を行い、活動を支援します。

ア. 母子寡婦福祉会の事務局運営協力及び団体助成金による活動支援

【団体助成事業】 母子 自主 支出予定額：130,000円

- I. 評議員研修会（平和学習）事業
- II. 会員交流ピクニック事業

イ. 手をつなぐ親の会の事務局運営協力及び団体助成金による活動支援

【団体助成事業】 障児 自主 支出予定額：130,000円

- I. 夏のピクニック事業
- II. クリスマス会事業

ウ. 老人クラブ連合会への活動助成

【団体助成事業】 老人 自主 支出予定額：130,000円

- I. 第42回輪投げ大会

(2) ボランティアの育成・活用



ボランティア活動の充実に向け、情報発信や活動拠点の活用促進、ボランティア同士の連携充実を図るとともに、大学や企業等への働きかけを行うなど、市民ぐるみによるボランティアの育成・活用を図ります。

1) ボランティア活動の促進

ボランティアに関する情報発信や活動の拠点である「ボランティアサロン」の活用を促進していくとともに、ボランティア団体間の交流・連携、学生ボランティアの活用、社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進を図るなど、ボランティア活動の充実を促進します。

【具体的な取組み】

①ボランティアセンター機能の活用促進及び今後のあり方の検討

- ・本市におけるボランティア活動の振興を図るため、ボランティアセンター運営委員会の開催を継続し、地域課題への対応や、課題に対する開発的・先駆的な取り組みの検討・実施、ボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を行います。
- ・「交流施設」内にボランティアサロンを設置し、ボランティアに関する情報発信やボランティアを必要とする市民への紹介を行うボランティア活動の拠点として活用するとともに、市民やボランティア人材に対し、その周知を図ります。

ア. ボランティアセンター運営委員会の充実

イ. ボランティア活動の情報発信（SNS媒体等）

②ボランティア同士の連携促進

- ・ボランティア団体間の交流の場・交流機会の確保に努めるなど、ボランティア同士の横の連携・充実を促進します。

ア. コロナ禍の中、ボランティア団体間の交流機会の実施に向けた検討

③大学等との連携による学生ボランティアの活動の促進

- ・市内大学の学生支援室等との意見交換を実施し、大学生がボランティアに参画しやすい環境づくりや効果的な情報提供の方法について検討を行います。
- ・市内の福祉関連専門学校との連携・情報交換、施設等とのマッチングに努め、専門学校生のボランティア参画を促進していくとともに、ボランティアを通じた学びの場・実践の場の提供を図ります。

ア. 市内の大学・専門学校の学生が参加しやすい環境整備及び情報発信

④企業等の地域貢献の促進

- ・市内企業や商工会、社会福祉法人等に対し、地域福祉の各種取り組みについての周知を図り、地域活動への参加を促進していくとともに、今後とも寄付や活動への協賛を募っていくなど、地域貢献を仰ぎます。
- ・社会福祉大会における企業等の表彰を継続するとともに、表彰のあり方について検討・充実を図ります。

ア. 社会福祉大会の開催

福育 自主 支出予定額：433,000円

イ. 地域貢献活動と地域づくりを結び付けていけるよう意見交換等を検討

⑤災害ボランティアの体制づくりの検討

- ・自然災害や大規模災害、ウィルス等の疫病蔓延による緊急事態宣言等の他、市民の生命・身体及び財産に重大な被害に生じる事態が発生した場合において、早急に支援体制が構築出来るよう宜野湾市と災害ボランティアの受け入れのあり方について検討していきます。
- ・災害ボランティアセンター機能のあり方や実施方法、宜野湾市との協定のあり方等について検討を行います。

ア. 宜野湾青年会議所との災害時における協力体制の構築及び情報共有
イ. 災害ボランティアセンター機能及び宜野湾市と協定のあり方について
検討

⑥NPO法人や市民活動団体との連携・協働の充実

- ・宜野湾市における福祉課題解決に向けて市民協働推進課とも連携を図りながら、NPO法人や市民活動団体と連携・協働を図ります。

ア. 市民協働推進課との連携を図り、NPO法人や市民活動団体の支援のあり方
検討

⑦社会福祉法人等による多様な福祉課題・生活課題への対応

- ・多様な福祉課題・生活課題へ対応していけるよう社会福祉法人等による地域貢献を含め、課題解決に向けた仕組み等について検討・実施していきます。

ア. 社会福祉法人等の地域貢献に向けた取組みの検討
イ. 社会福祉協議会でのSDGs取組みに向けた活動展開、SDGsの推進を図る
企業との連携

2) ボランティアコーディネート機能の充実

社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関心がある人に、ボランティアに関する講座や研修会を紹介するとともに、多様なボランティアの依頼に対し、ボランティア人材の紹介を行うなど、ボランティア活動の調整・紹介を行う機能の充実に向けた取り組みを行います。

【具体的な取組み】

①ボランティア育成・活用の充実

ボ活 **自主** **支出予定額：64,000円(諸謝金)**

- ・ボランティアコーディネーターの配置を継続します。ボランティアコーディネーターは、育成したボランティア人材の登録を図るとともに、ボランティアを行いたい人、お願いした人とのマッチングを含めボランティアに関するコーディネートに努めるなど、積極的に人材の活用を行います。

- ・各種ボランティア養成講座や研修会などへ市民参加を促進し、ボランティアの育成を図ります。

ア. ボランティアコーディネーターによるボランティアコーディネートの実施

イ. ボランティア活動に対するコーディネート機能の充実

ウ. 市民参加促進に向けた研修会のあり方等について検討

目標 3 : すべての人にやさしい 福祉のまちづくり目標



(1) 包括的な相談支援・情報提供体制の強化

市民の抱える複雑な問題に適切に対応し、最適なサービスを選択できるよう、福祉や健康に関する各種相談支援体制の充実をはじめ、包括的な支援体制の充実を図ります。

1) 包括的な相談支援体制の充実

市役所内外の相談支援体制の充実の他、子育て、介護、生活困窮、抱える課題が複合的である場合や、制度のはざまにある場合など、対応が難しい世帯に適切な支援ができるよう、重層的な支援体制整備に取り組みます。

【具体的な取組み】

①相談窓口の設置・充実

ふま

自主

支出予定額：289,000 円

- ・地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所等）との連携体制の構築に努めます。
- ・市民の各種相談に対応できる総合的な相談窓口としての体制の充実に努めます。
- ・誰もが気軽に相談できる窓口として「ふれあい相談所」を設置し、関係機関との連携を深めながら相談支援の充実に努めます。また、無料法律相談等を実施し、法律の専門家等との連携のもと、多様な相談への対応を図ります。

ア. 「ふれあい相談所」等相談窓口の充実

イ. 「無料法律相談」の実施（月2回）

②民生委員の相談機能の充実

- ・民生委員が訪問活動から得た新たなニーズの発掘支援が行える体制づくりやアウトリーチが行えるように宜野湾市担当課と連携協働しながら、支援体制を構築していきます。

ア. 民生委員による活動の充実に向けた支援体制の構築

2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり・サービスの質の向上

広報誌やホームページといった市民に身近な媒体を用い、行政サービスや保健福祉に関する各種制度、地域支え合い活動委員会の取り組みに関する情報提供の充実を図ります。

また、情報提供にあたっては、障がい者や外国人など、様々な市民の視点に立ち、情報バリアフリー化を進めていきます。

また、サービスに対する苦情等が寄せられた場合には、適切に対応を図り、サービスの向上を図ります。

【具体的な取組み】

①情報提供の充実

ふま 自主 支出予定額：1,472,000円

- ・本会の認知度を高めていくために、市のホームページとの連携やコミュニティFMといった各種の広報媒体を用い、事業や活動の取り組みについての周知を図ります。
- ・必要とする情報がいつでも入手できるよう、福祉サービスや地域に関する情報提供の充実を図ります。広報誌・ホームページに掲載する内容の充実を図るとともに、マスコミを活用し、多様な情報提供に努めます。
- ・地域の取り組み等をタイムリーに発信するとともに、若者世代への情報発信の強化等を図るため、SNS等を利用した情報発信について検討していきます。

ア. 社協だよりの発行（年4回）

イ. 社協ホームページの活用（最新情報の更新の強化）

ウ. コミュニティFM等マスコミを活用した情報提供

エ. 市ホームページ広報誌等を活用した情報提供

オ. 各種事業における「法人設立50周年」の周知

②視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供・意思疎通支援

障社 自主 支出予定額：6,352,000円

- ・情報不足になりがちな視覚障がい者等に対し、市報、社協だより等の広報誌や、当事者に必要な情報等を点訳・音訳し、日常生活に必要な情報を提供します。
- ・声の広報発行において、音訳ボランティアの育成につなげるための養成講座を実施します。
- ・視覚障がい者に対し、幅広く情報を提供するため、点訳ボランティアの養成を図ります。
- ・聴覚障がい者の社会参加や日常生活の支援に資するよう、手話奉仕員養成講座の実施を図ります。・聴覚障がい者の社会参加や日常生活の支援に資するよう、手話奉仕員養成講座の実施を図ります。

ア. 手話奉仕員養成講座（基礎講座／ステップアップ講座）

基礎講座（全 25 回）ステップアップ講座（全 10 回）それぞれ開催

イ. 音訳講座（全 10 回）開催

ウ. 点訳・音訳ボランティア団体への活動費の助成

③第三者委員会の設置

ふま

自主

支出予定額：18,000 円

- ・福祉サービス利用者からの苦情の適切な解決に努めるとともに、利用者へ適切に対応していくため、第三者委員会を設置し、福祉サービスの充実・強化を図ります。

ア. 第三者委員会の開催（年 1 回）

(2) バリアフリーのまちづくり



移動が困難な高齢者、障がい者等の自立と社会参加が促進されるよう、移動支援を行います。また、市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、生活環境のバリアフリー化を図ります。

1) 外出・移動支援の推進

移動の困難な市民の外出・移動支援を図るため、リフト付き車両の貸し出しの継続・充実等を図ります。

【具体的な取組み】

①重度身体障害者移動支援の推進

障社

受託

支出予定額：681,000 円

- ・重度身体障害者移動支援事業によりリフト付き車両の貸し出しを行い、車いす使用者及び重度肢体不自由者の移動支援を行います。
- ・より多くの方に利用していただけるよう、広報の強化を図ります。

ア. リフト付車輛の運行（貸出）

イ. 利用促進に向けた広報の強化

②身体障がい者自動車運転免許取得事業・身体障がい者用自動車改造費助成事業

障社

受託

支出予定額：1,400,000 円

- ・自動車免許の取得や、運転装置取付等の自動車改造に係る費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加と自立促進を図ります。

ア. 相談時の対応、申請募集等に関する取り組み

※自動車運転免許取得助成事業は、障がい者種別に関わらず助成となります。

③車いす貸し出し

- ・外出や福祉サービスの手続きの間に車いすが必要な方に対し、短期的（最長3カ月）な車いすの貸し出しを行います。

ア. 相談者の状況を確認し、必要に応じた福祉サービス案内、利用促進
イ. 地域包括支援センター及び指定相談支援事業所等、他機関からの紹介（相談）による対応及び関係機関との連携

④福祉バスの貸し出し

ふま **自主** **支出予定額：367,000円**

- ・自治会、福祉団体等へ研修・交流を目的に、福祉バスの貸し出しを行います。

ア. 市内福祉関係団体の活動支援を目的とした福祉バスの貸し出し
イ. 安心・安全な福祉バス貸し出しに向けた車輛維持・管理及び協力金呼びかけ

(3) 権利擁護の仕組みの充実（宜野湾市成年後見制度利用促進基本計画）



認知症や、知的障がいその他の精神上の障がいにより財産の管理や日常生活などに支障がある市民を支える権利擁護の仕組みを整えます。

※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項に定められた市町村計画とします。

1) 成年後見制度の利用促進

契約等の法律行為をする上で意思決定が困難な認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度等の利用促進を図ります。親族による成年後見申立てができない場合、市長による申し立て等の支援を図る他、更なる利用促進に向けた権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備に努めます。

【具体的な取組み】

①成年後見制度の普及・利用促進等に向けた関係機関との連携

- ・成年後見制度の利用促進に向けた地域連携の中核となる機関について、宜野湾市が設置する検討の場に参加し、望ましい中核機関のあり方を検討していきます。
- ・法人後見を実施している社協や福祉事業所等、県内外の法人後見の実施事例について調査・研究に努めます。

ア. 行政が設置する検討会への参加
イ. 法人後見実施の先進地の調査・研究

2) 福祉サービス利用援助事業等の充実促進

福祉サービスの手続きの援助や日常的金銭管理及び書類の管理に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者に対し、行政、社会福祉協議会との連携のもと、福祉サービス利用援助事業の普及促進を行います。また、権利擁護に関する支援拠点である「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」について、専門員の充実や機能・運営面の充実を図ります。

【具体的な取組み】

①福祉サービス利用援助事業等の普及・利用促進

目自 受託(県) 支出予定額：2,951,000円

- ・利用者の利益の保護を図る仕組みの整備の一環として、第二種社会福祉事業に規定されている『福祉サービス利用援助事業』の普及を図るため、多様な広報媒体（広報誌やホームページへの掲載、パンフレット設置等）を利用し、広く周知を行うとともに、事業説明会等を実施します。
- ・『日常生活自立支援事業』を沖縄県社会福祉協議会から受託し、事業の継続を図るとともに、利用者の支援に向けた体制づくり並びに支援に努めます。

ア. 沖縄県社会福祉協議会との連携の充実

イ. 利用者（新規含）の支援体制の充実

ウ. パンフレットの設置、ホームページを活用した広報

②「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実

権擁 受託 支出予定額：5,930,000円

- ・「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実に努めるとともに、成年後見制度の中核機関としての役割を宜野湾市と調整・検討を図る中で機能の拡充や運営のあり方等を検討していきます。

ア. 宜野湾市担当課との連携の充実

イ. 権利擁護支援センターのあり方の検討

ウ. 利用者の支援体制の検討

③「通帳等一時預かり事業」の実施

- ・福祉サービス利用援助事業や成年後見人制度の利用が必要な方で、それらの契約が締結されるまでの間に権利が侵害される恐れがある場合、または虐待等の理由で緊急的に通帳や印鑑の保管が必要と判断された場合、行政の依頼を受け、関係機関と連携して「通帳一時預かり」を行い、制度の狭間にある要支援者の権利を擁護します。

ア. 「通帳等一時預かり事業」の実施による支援

3) 擁護を必要としている市民の発見・支援

人権相談等の周知を図り、擁護を必要とする市民の早期発見・早期解決に努めます。
また、虐待防止に向けて、要保護児童対策地域協議会等の充実により、迅速かつ適切な対応をします。

【具体的な取組み】

①権利侵害や虐待防止に向けた連携

- ・子どもから高齢者といった全ての方への権利侵害や虐待防止に向けて宜野湾市福祉推進部・健康推進部担当課と連携していくものとし、住民からの虐待に関する通報、事業所等から虐待情報を把握した場合、関係機関との連携により対応を図ります。

ア. 宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）への参加・協力

イ. 地域包括支援センター及び社会福祉協議会相談窓口連絡会への参加・協力

ウ. 宜野湾市福祉推進部・健康推進部担当課との連携

G 1 社協発展プラン

目標 4 : 組織強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会 組織体制強化

昭和 47 年に法人化し、令和 4 年には法人設立 50 年を迎えこれまで以上に法人としての組織強化が求められます。これからの法人運営の在り方も含め市民福祉、地域福祉ニーズに応えていける組織づくり実践していきます。

1) 理事・評議員会の体制強化

法人

自主

支出予定額 : 927,000 円(役員報酬)

【具体的な取組み】

①理事会及び評議員会の委員選任について

- ・ 社会福祉法等の一部改正に伴う、現制度からの移行が行われるにあたり、執行機関としての責務、議決機関としての責務をはたしていける委員選任を行っていきます。

ア. 評議員選任解任委員会の開催 (1～2回)

②法人事業への参画が実施しやすい運営及び説明について

- ・ 理事・評議員が法人事業運営に参画しやすくするための事業説明及び説明責任全体研修会を実施すると共に、執行機関・議決機関としての機能を果たしていきけるよう体制整備を図ります。
- ・ 法人会計が複雑化している中で、一つ一つの事業への理解や法人会計の理解がしやすいよう事務局として説明責任を果たしていく仕組みづくりを行います。

ア. 組織体制の強化

I. 透明・公正な意思決定を行うための仕組み

II. 迅速・果敢な意思決定を行う仕組み

イ. 第 4 次地域福祉活動計画の推進

ウ. 社協発展計画及び財政基盤強化計画の統合・見直し

2) 監査体制強化

【具体的な取組み】

① 法人監査体制の徹底

- ・ 平成 24 年の社会福祉法人会計改正 (宜野湾市社協は、平成 26 年度移行) により複雑化した法人会計において、宜野湾市並びに監事による指摘事項に対し、

法人運営が適切に運営していけるよう速やかに対応し、法令順守並びに規則遵守を徹底していきます。

ア. 法人監査の実施

イ. 所轄庁（行政）による指導監督に対する監査対応

②経営管理（ガバナンス）の強化

- ・福祉サービスの質を高める事や情報開示を積極的に行い、説明責任を果たし市民から信頼される組織運営に努めます。
- ・経営管理の強化を行い、合意形成、組織決定がスムーズに行える事業経営に努めます。

ア. 財務会計に係るチェック体制の整備

イ. 運営の透明性確保に向け、現況報告書、財務状況等を広報誌、ホームページを活用し公表

ウ. 財政基盤強化計画の策定に伴い、財政確保や執行状況の報告を行う財政委員会の開催（年1～2回）

オ. 財政基盤強化計画に基づく、経営の強化

3) 事務局運営の強化

【具体的な取組み】

①係体制の見直し並びに適正な組織運営

- ・適正な係運営並びに職員人数を検討し、一人一人の業務が過重にならないよう職員間の連携を図りながら支援していける体制を構築します。
- ・適正な組織運営に向けて務めていきます。

②受託・委託事業等の精査

- ・受託・委託事業等を精査しながら、今後の法人運営の展望や本市における地域福祉推進のあり方について役員との議論を重ねながら検討していきます。

③広報の充実

福育 自主 支出予定額：1,305,000円

- ・多くの方に社会福祉協議会の活動を理解していただき、市民参画で事業推進が図れるよう、多様な広報媒体を用いながら広報活動を充実していきます。

ア. 社協だよりの発行（年4回）

イ. 社協ホームページの活用（最新情報の更新の強化）

ウ. コミュニティFM等マスコミを活用した情報提供

エ. 市ホームページ広報誌を活用した情報提供

オ. SNS（フェイスブック、ライン、ツイッター）の活用

④新職員・中堅職員・管理職の研修機会の創出について

- ・福祉サービスの充実に向け法改正が各分野ごとに行われ、法人としての役割や地域福祉推進に向けた職員一人一人の学習の機会が求められます。職員階層ごとの役割や業務により求められる内容の理解に向けた研修会への参加を行います。

ア. 各種研修会への参加促進

イ. 職員研修会の充実、強化

⑤ワークライフバランスの充実

- ・人の役に立ちたいという意欲ややりがいを常に感じながら個々のライフステージやワークライフバランスを考慮し、働き甲斐のある職場としての環境づくりに努めていきます。その為の体制整備や職員配置についても議論します。

ア. ノー残業デーの実施（毎週水曜日）

イ. 労働環境改善に関する規程整備

⑥人事評価制度の実施（職員理想像到達度評価制度）

- ・法人の基本理念を実現するため、職員行動指針ひとつひとつを意識し、職員理想像により近づけるための職員育成、評価制度を実施します。

ア. 職員理想像達成度評価表の活用

目標 5：財政基盤強化に努めます

(1) 宜野湾市社会福祉協議会 財政基盤強化

本会は、補助・受託・自主事業等から成り立ち公益性・非営利性を持つ法人である。しかしながら、法人としての自主財源は毎年厳しい状況にあり、今後も厳しい状況が継続される事も予想されます。

安定的に法人運営に行っていくよう自主的財源の確保に向けた取り組みを実践し、市民福祉・市民ニーズに応えていける財政基盤の構築を実践します。

1) 自主財源の確保

資造	自主	目標額：1,152,000 円
活応	自主	目標額： 681,000 円

【具体的な取組み】

①資金造成事業の推進

- ・財政基盤強化計画に基づき、各種事業を推進し主財源確保に努めていきます。
- ・現在実施している「自動販売機設置」事業の継続と「チャリティーボウリング事

業」等を開催し、自主財源の確保に向けた取り組みを行っていきます。また、既存の自動販売機を活用し、多くの企業へ協力を求めています。

ア. 寄附型自動販売機の新規設置促進（2ヶ所）

イ. 福祉資金造成事業（チャリティーボウリング等事業）の実施

ウ. 福祉資金造成事業（ツイキャス動画配信事業）の実施

エ. 福祉活動応援事業（企業看板広告掲出事業）の実施

オ. 福祉活動応援事業（福祉バス広告事業）の実施



②寄付金の推進

・財政基盤強化計画に基づき、テーマ型寄付金の電子決済等を実施します。

ア. 民間企業と提携したネットによる新入学の子どもへの支援を目標とした（輝け子ども夢希望募金）テーマ型指定寄付の実施

イ. 民間企業と提携したネットによる障がい児の子ども達の支援を目標とした（にじいろ募金）テーマ型指定寄付の実施

ウ. 寄付金の新たな決済方法として、クレジットカードや電子マネー等による決済の導入

③基金の運用並びに積み立てのあり方について

・現在、「備品等購入積立金」「福祉基金特定積立金」「福祉車両購入積立金」「財政調整積立金」「福祉車両積立金」の5つの積立金があります。積立金について運用並びにあり方について検討します。

※5つの積立金とは

- 「備品等購入積立金」＝ 法人の運営に係る備品の購入の為の積立金
- 「福祉基金積立金」＝ 地域福祉全般において活用される積立金
- 「福祉車両購入積立金」＝ 福祉バスが老朽化した場合の購入資金としての積立金
- 「福祉車両積立金」＝ 修繕及び保険料等の運営資金に使われる積立金
- 「財政調整積立金」＝ 法人運営事業資金と社会福祉事業資金(寄付金)に分けられ、用途を分けて運営資金としての積立金

ア. 財政委員会にて福祉基金特定基金の運用並びにあり方について検討

イ. 法人運営事業資金確保するため、財政調整積立金を積立てし、事業推進に必要な資金の活用

2) 社協会費について

法人

自主

目標額：6,275,000円

【具体的な取組み】

①社協会費の有効的な活用について検討

・戸別会費・団体会費等市民の皆様からご協力をいただき社協会費を市民福祉・地域福祉に還元していく事を目的に宜野湾市における福祉課題を明確化し、課題解決に向け会費の有効的な活用について検討していきます。

②企業への協力依頼強化について

- ・企業への働きかけについて、新型コロナウイルスの予防対策を踏まえ、会費依頼文書を送付し、電話にて社協活動について説明し、理解することで協力を繋げ、口座振込での会費協力を求めています。

ア. 企業の新規加入に向けた取り組み（新規 5 社目標）

③広報並びに使途の透明性について

- ・社協活動会費の使途について市民の皆様へ分かりやすい広報の工夫を行いながら、使途の透明性についてもチェック体制を強化していきます。

④クレジットカード決済の導入

- ・戸別会員は、自治会の協力により実施しているが、自治会未加入世帯へのPRや市民の皆様がより気軽に会員になれる仕組みづくりとして、クレジットカードでの決済を取り入れていきます。

ア. クレジットカード端末機の導入による新規加入に向けた取り組み

3) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動について



【具体的な取組み】

①宜野湾市共同募金運営委員会の効果的な会運営について

- ・市共同募金運営委員会の機能や役割について再確認し、効果的な会運営に向けた検討を行っていきます。

ア. 宜野湾市共同募金委員会の開催（年 2 回）

イ. 委員との情報を共有し、目標募金額達成に向けての取り組み

②企業への協力依頼強化について

- ・市内企業へ社協配分事業（地域福祉活動の財源）並びに、共同募金に関する取り組みの周知、理解が得られるよう、新型コロナウイルスの対策を踏まえて、電話

での丁寧な説明を行いながら出来るだけ振込での協力を求めています。

ア. 企業の新規加入に向けた取り組み（新規 10 社目標）

イ. 民間企業との共同による、アプリ募金の実施

③歳末たすけあい募金の効果的な活用方法について

歳末 自主 目標額：3,000,000円

- ・困窮世帯見舞金支給事業・新入学用品等準備支援助成事業を実施します。困窮世帯見舞金支給事業においては、明るい正月を皆で迎えていけるよう困窮世帯に対し見舞金を支給し支援を実施していきます。新入学用品等準備支援助成事業においては、新1年生(小・中)を対象に学用品準備支援に係る一部助成を行います。

ア. 民間企業と提携したネットによる困窮世帯の支援を目標とした
(困窮世帯を応援しよう募金)テーマ型指定寄付の実施

④使途を明確にし、可視化出来る仕組みづくりについて

- ・沖縄県共同募金会と協働しながら、募金の使途について市民に対し可視化している仕組みづくりを行っていきます。また、宜野湾市における共同募金の使い道についても市民に分かりやすいよう工夫していきます。

ア. 社協だよりの広報充実
イ. ホームページでの取り組みの広報

4) 中期財政プランについて

【具体的な取組み】

①財政基盤強化計画の推進

- ・本会の法人運営が円滑に推進していけるよう「財政基盤強化計画」に基づき、各種事業を推進します。

ア. 社協活動の広報強化
イ. 新規社協会費の獲得
ウ. 寄付金収入の拡充
エ. 共同募金収入の確保
オ. チャリティー資金造成事業等の実施

